

商 品 名 (愛 称)	(34) 退職金専用定期預金
------------------	----------------

2026年4月1日現在

販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業エリア内に居住し、本人名義の普通預金口座がある個人の方。 ・退職金を受取後、1年以内の資金に限ります。 退職金の受取日と金額の確認ができる書類等を確認させていただきます。 	
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヵ月 ・1年 	
預 入	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入（お一人さま一回限りのお預入とさせていただきます。） 	
①預入方法		
②預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上（ただし、退職金受取額を上限とさせていただきます。） 	
③預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 	
払 戻 し 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。 	
利 息	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 	
①適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月もの 年1.00%（表示利率は年利率）（税引前） 「3ヶ月もの」に限り、満期元利金を以下の「1年もの」へ預け替えが可能です。 ・1年もの 店頭表示金利+年0.20%※（税引前） ※1年もの限り、以下のお取引条件を満たす場合は適用金利を上乗せします。 ○「年金受取指定・予約」もしくは「給与振込指定」・・・+年0.70% ※公的年金予約は57歳以上の方が対象です。 ○当金庫でNISA口座を開設・・・年0.10% （最大で店頭表示金利+年1.00%） ※店頭表示金利は、スーパー定期（300万円未満）、スーパー定期300（300万円以上1,000万円未満）、大口定期預金（1,000万円以上）の店頭表示利率となります。 	
	②利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括してお支払いします。
	③計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とし、1年を365日とする計算。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 	
預 入 形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・証書式定期に限ります。（通帳式・総合口座通帳はお取扱できません） ・自動継続を選択することができます。 	
満 期 後 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> （1）自動継続定期預金は、預入期間は初回預入定期預金と同期間となり、継続日のスーパー定期・スーパー定期300・大口定期預金の店頭表示利率となります。 （2）自動継続を選択されない場合の満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通預金利率により計算します。 	

中途解約時の取扱	<p>・当金庫所定の中途解約利率を適用します。ただし、預入期間中に当金庫の金融商品（流動性預金を除く）に預け替えされる場合は、中途解約利率ではなく当初の約定利率を適用致します。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>